

町田市急患センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市急患センター条例の一部を改正する条例

町田市急患センター条例（平成14年12月町田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表休日歯科・障がい者歯科応急診療所の部中「木曜日」を「水曜日及び木曜日」に、「午後4時」を「午後4時30分」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

町田市急患センター条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表(第9条、第10条関係)

名称	診療日	診療時間	受付時間
略	略	略	略
休日歯科・障がい者歯科応急診療所	略 (2) 障がい者歯科応急診療 水曜日及び木曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに当たるときを除く。)	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時30分まで

備考 略

町田市急患センター条例新旧対照表(改正前)

別表(第9条、第10条関係)

名称	診療日	診療時間	受付時間
略	略	略	略
休日歯科・障がい者歯科応急診療所	略 (2) 障がい者歯科応急診療 木曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに当たるときを除く。)	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで

備考 略

